

【第3号議案】

上畑町中川憲治氏との農作業等受委託契約の締結について(案)

昨年度、国のTPP関連補助事業「平成27年度担い手確保・経営強化支援事業(平成27年度補正予算)」により コンバイン 5条刈 1台、乗用管理機 1台、穀物乾燥機等 60石一式(総額費用:15,809,000円を購入致しました。(補助割合:50%)

今年度当事業の検証年度となり、次の【必須成果目標】と【選択成果目標】2項目の達成に向け、万全を期さなければなりません。

【必須成果目標】

売上高の10%以上の拡大又は経営コストの10%以上の縮減

基準年度：平成26年度 当組合：13,834,083円(米+麦+大豆)

検証年度：平成29年度 15,218,000円 ↑以上(13,834,083円×1.1)

Φ平成27年度確定値：15,757,939円(米+麦+大豆)

Φ平成28年度確定値：18,674,221円(米+麦+大豆)

【選択成果目標】

経営面積の拡大(農作業を受託して現状より経営面積の拡大を行う。3反以上の農作業の受委託)

・現状(H28)202反 → (H29)205反

ア農業委員会の農家台帳(利用権設定済)199,639㎡:92筆・・・a

(利用権未設定) 2,649㎡:2筆・・・b

※野田千賀:前良690-1 1,971㎡(本人委任状 要)

※坪井治恵:前良691-1 678㎡(本人委任状 要)

イ中川憲治氏より収穫・乾燥調製を受託 3,760㎡(2筆)・・・c

a + b + c = 206,048㎡ (目標達成)

※市役所農業振興課 澤井補佐確認済(2017.02.09)

【必須成果目標】については、基準年度の売上高が低かった事もありh27、h28ともクリアしておりますが、今年度の米価の動向が見えない中、楽観できません。また、【選択成果目標】について、隣町上畑町中川憲治氏に実情を説明した処、快諾頂きましたので、ご報告いたします。なお、当受委託契約の条件面(受託農作業料)については、当方より特にお願ひした経緯もあり大変微妙でもあり、今後慎重に進め経営委員会で決定いたします。

〔倉橋部町の農地は倉橋部町で守る！〕 〔次世代の為に新しい農業を構築しよう！〕

★中川憲治氏より受託する面積:37.6a(2筆)

★中川憲治氏より受託する作業:水稻の収穫、乾燥・調製

★受託年度:平成29年産米

農作業等受委託契約書

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、農作業等受委託契約を締結する。

平成29年 月 日

委託者 (以下「甲」という。)	住所 氏名	近江八幡市上畑町 574 番地 中川憲治	印
--------------------	----------	-------------------------	---

受託者 (以下「乙」という。)	住所 氏名	近江八幡市倉橋部町 105 番地 農事組合法人倉橋部町グリーンファーム	印
--------------------	----------	--	---

第1条

甲は、乙に対し、次に提示する農用地について、「委託する農作業」欄に記載した農作業を委託し、乙はこれを受託する。

	農用地の 所在地・地番	地目	面積 (アール)	受委託する農作業
1	近江八幡市上畑町 上畑(地番)456	田	18.1 アール	収穫、乾燥・調製
2	近江八幡市上畑町 上畑(地番)457	田	19.5 アール	収穫、乾燥・調製
	合計		37.6 アール	

第2条

甲は、乙に対し、前条に提示する農用地において生産された水稻の収穫・調製作業を委託し、乙はこれを受託する。

第3条

甲は乙に対して委託した農作業料について、別に定める一定額を 月末までに支払うものとする。

第4条

本契約の有効期間は、平成29年4月1日から平成29年10月末日までとする。

第5条

甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合には、甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。